

広島県告示第五百二十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定によって、次のとおり免許を取り消した。

平成二十八年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許の取消しをした年月日

平成二十八年八月十九日

二 免許の取消しを受けた建築士

1 氏名

三島 聖子

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

二級建築士（広島県知事登録第一七一八三号）

三 免許の取消しの理由

二級建築士免許取消申請書の提出による。